

2015 年 10 月 27 日 代表理事（共同代表）松岡萬里野

第 4 次消費者委員会活動への要望について

1. 消費者の声を届けるパイプ機能の強化を

消費者委員会には、消費者の声を行政に届ける「パイプ機能」も期待されています。その期待に応えるため、昨年 7 月には『下部組織の会議運用の在り方に関する申し合わせ』を確認されました。その方針に沿って、部会・専門調査会・ワーキンググループ等の下部組織の仕組みを積極的に活用したり、また、必要に応じて消費者意識調査を実施する等して、効果的にパイプ機能を果たしていけるよう期待しています。

消費者参加の促進という点では、全国消費者団体連絡会とその会員団体にも役割があることを自覚しています。消費者委員会に受け皿となっただきながら、微力ながら積極的に協力していきたいと思えます。

2. 消費者契約法、特定商取引法の実効的な改正を

消費者の利益擁護と被害の防止のために実効的な改正となるよう委員会の答申に期待します。

取りまとめ段階では、事業活動への影響を懸念する意見が過度になりがちですが、高齢化、情報化などの今日的な社会経済状況の中で、消費者利益の保護策や消費者被害の救済策が求められているという原点に常に立ち返りながら検討を進めてください。

3. 電力小売自由化に向けて監視の強化を

2016 年 4 月から電力小売りの自由化がスタートし、また、2017 年には都市ガスの小売りも自由化されます。自由化により様々なサービスが付加され、料金体系も多様化されていきます。灯油やガソリン、インターネット接続サービス、携帯電話サービスなど様々な分野のものとのセット販売も行われてくる可能性があります。セット販売されるサービスを含めた契約内容が詳細に消費者に示され、契約条件が明確になるようマニュアル化し、契約書様式見本が事業者及び消費者に示される必要があります。

9 月に電力取引監視等委員会が発足していますが、セット販売になると電力取引監視等委員会の範囲から外れてしまいます。公正な市場形成と消費者被害防止の観点から、消費者委員会としても監視していく必要があると思えます。

消費者への周知がまだまだ十分でない中、料金メニューの過多や不適切な勧誘行為により、契約についてのトラブルが多発すると思われます。また、詐欺的な商法や便乗商法なども出てくることでしょう。電力、ガス、及び電気通信事業に特定商取引法が適用されないことも懸念点です。2016 年 4 月からの事態について消費者へ周知しながら、消費者被害の未然防止の対策も必要になります。

4. 「健康食品」制度の見直しを課題化すること

機能性表示食品制度の登場により、健康食品には「3 制度+いわゆる」が混在する分かり難い状況になっています。理解可能な情報が提供され、消費者が正しく読み解き、選択し、自らの健康的な食生活のために適切に役立てていく状態が望まれますが、「健康食品」市場はそこから程遠く、問題があります。中期的には、「健康食品」市場全体を視野に入れながら、消費者の主体的な選択と健康的な食生活の観点からは是正をすすめていくことが重要な課題ですが、残念ながら消費者基本計画に盛り込まれていません。まずは消費者庁に制度改善に向けた課題設定を促す必要があります。

5. 消費者行政機関の機能を維持・発展させること

消費者庁と国民生活センターの徳島県への移転が検討されています。東京一極集中を是正していくことは課題ですが、乱暴に地方移転させることによって消費者行政機関として期待される機能を果たせないようでは本末転倒です。消費者委員会としても意見を出していくべきです。

以上